

# 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定



## 1. RCEPの概要

- 2012年11月に交渉が開始されたRCEP協定が、2020年11月15日、第4回RCEP首脳会議の機会に署名された。本協定は、**世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、日本の貿易総額のうち約5割**を占める地域の経済連携協定(東アジアを中心とする地域的な包括的経済連携)。
- 参加国は**ASEAN 10**か国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランド(※インドは不参加。将来的な加入を期待)。
- 地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる**多様な国々**の間で**知的財産**、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

## 2. 知的財産に関する主な内容

<特許分野>



## ” HARA**K**ENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。  
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信!  
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。